資料２

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の市町村関係条文

現行条例には、下記の市町村責務規定の条文がある。府の条例で市町村に責務を課すのは、地域主権の観点から適切でないことから、削除を予定。

(市町村の責務)
第四条　市町村は、生活環境の保全等に関し、府の施策と相まって、地域の特性に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

先行して改正が行なわれた条例では、単純に市町村責務規定を削除したケース（例：福祉のまちづくり条例）以外に、市町村への技術的な助言や連絡調整に関する条文を追加した例がある。

消費者保護条例（H17 改正）
次の条項を追加
「府は、消費者施策を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が消費者施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。」

景観条例（H20 改正）
府の責務に下線部を追加
「第三条　府は、景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、<u>市町村、事業者及び府民と協力して</u>これを実施する責務を有する。
<u>2　府は、前項の施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。</u>」

生活環境保全条例の市町村責務規定の削除に当たって、いかに考えるべきか。
現行条例の府の責務には、一定の規定がある。

参考
(府の責務)
第三条　府は、生活環境の保全等に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
2　府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、広域的な観点から、大気、水質の保全等を図るため、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。